

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第11号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間 ア～ウ [略]</p> <p>エ 国、地方公共団体又は公共的団体等で人事委員会が定めるものが行う事業に係る環境の保全を図るための活動で人事委員会が定めるもの</p> <p>(6)～(26) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p> <p><u>(特別休暇の特例)</u></p> <p><u>7 平成28年8月19日から同年10月25日までの間に、職員が第71回国民体育大会又は第16回全国障害者スポーツ大会の運営を支援する活動を行う場合における当該活動については、第12条第5号中「除く。）」とあるのは、「除く。）」又は第71回国民体育大会若しくは第16回全国障害者スポーツ大会の運営を支援する活動（ウ又はエに掲げるものを除く。）」として、同号の規定を適用する。</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において5日の範囲内の期間 ア～ウ [略]</p> <p>エ 国、地方公共団体又は公共的団体等で人事委員会が定めるものが行う事業に係る環境の保全又は文化若しくは<u>スポーツの振興</u>を図るための活動で人事委員会が定めるもの</p> <p>(6)～(26) [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～6 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。